

別紙第2

権利消滅に関する契約書

¥

建設省が施行する 工事のために必要な土地に関する所有権以外の権利について
権利者 を甲とし、国を乙として、下記条項により権利消滅に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、別表第1A欄に掲げる土地(以下「土地」という。)に関する同表B欄に掲げる権利(以下「権利」という。)を消滅させ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

権利消滅補償金 ¥

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表
に掲げるその他通常受ける損失の補償金 ¥

(履行期限等)

第2条 甲は、昭和 年 月 日までに権利を消滅させ(権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。)かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、同日までに当該物件を移転するものとする。

(必要書類の提出)

第3条 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払い)

第4条 甲は、土地に存する甲の所有に係る建物に借家人(借間人を含む。以下この条及び第5条において同じ。)が居住している場合においては当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立し、かつ、土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したときに、その他の場合においては土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したときに、頭書の補償金のうち¥ の支払を乙(支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

2 甲は、第1条第1項の義務を履行したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払いを乙(支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる行為で乙(工事事務所長)の同意を得たものについては、この限りでない。

一 土地を第三者に譲渡すること。

二 土地に物件を設置し、又は土地の形質を変更すること。

三 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存する場合において、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは貸付け、又は当該物件に抵当権若しくは質権を設定すること。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。
(契約の解除)

第6条 甲が前条第1項の規定に違反したとき又は第2条に規定する期限までに土地の所有者、第4条第1項の借家人若しくは乙が補償契約を締結しようとする土地に関する権利者で甲以外の者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。
(残留物件の処理)

第7条 第2条に規定する期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代って当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。
(契約に関する紛争の解決)

第8条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。
(収入印紙の負担)

第9条 この契約書にはりつける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。
(契約外の事項)

第10条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。
この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙署名(乙については記名によることができる。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

昭和 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所

分任支出負担行為担当官
地方建設局 工事事務所長

別表第1

土地及び権利の表示

都府県 市郡 区 町村 地内

A 土地					B 権利	
大字	字	地番	地目	面積	種類	対象面積

